

鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第15号

鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第4から別表第7まで又は別表第9」を「別表第3から別表第5まで、別表第7から別表第10まで又は別表第12」に改める。

第17条中「別表第3又は別表第8」を「別表第6又は別表第11」に改める。

別表第9を別表第12とし、別表第3から別表第8までを3表ずつ繰り下げ、別表第2の次に次の3表を加える。

別表第3 (第6条関係)

鳥取市国府町成器地区農産物加工施設

加工及び使用区分	単位	金額
豆腐加工	1箱(24丁)につき	410円
豆腐及び厚揚げ加工	1箱(24丁)につき	800円

こんにゃく加工	原料1キログラムにつき	230円
餅加工	原料1キログラムにつき	50円
真空包装	専用袋20枚まで	50円
	専用袋21枚から50枚まで	150円
	専用袋51枚から300枚まで	300円
加工室	1時間につき	250円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第4（第6条関係）

鳥取市国府町麻生地区農産物加工施設

加工及び使用区分	単位	金額
豆腐加工	1箱（24丁）につき	410円
その他加工	半日につき	410円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第5（第6条関係）

鳥取市国府町大茅地区農産物加工施設

加工及び使用区分	単位	金額
こうじ加工	原料1キログラムにつき	110円
豆煮・ミンチ	原料1キログラムにつき	100円
味噌加工	原料1キログラムにつき	80円
こんにゃく加工	原料1キログラムにつき	230円
餅・かき餅加工	原料1キログラムにつき	50円
山菜加工	原料1キログラムにつき	70円
真空包装	専用袋20枚まで	50円
	専用袋21枚から50枚まで	150円
	専用袋51枚から300枚まで	300円

冷凍冷蔵庫	1日につき	150円
大型冷蔵庫	1日につき（0℃以上）	300円
	1日につき（0℃未満）	1,000円
乾燥機	1時間につき	300円
	1時間につき（送風のみ）	150円
加工室	1時間につき	250円
研修室（冷暖房設備を使用する場合に限る。）	1時間につき	100円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。